●DVとは?

配偶者などが相手を思い違りにう少ち合一心し、 支配するために暴力をふるうことです。 これは人権侵害にあたります。 いまないるいろなものがあります。

りかたいてきぼうりょく 身体的暴力 なぐる、ける、物を投げつける など

精神的暴力 大声でどなる、脅す、無視する、バカに

する など

性的暴力
いやがっているのに性気がをしようと

する、妊娠しないように協力してくれ

ない など

たがいてきぼうりょく がしゅつ め - る でんり **社会的暴力** 外出、メール、電話をしていると怒ら

れる など

経済的暴力 借金を何回もする、生活費を渡さない

など

子どもを巻き添えにした暴力

えどもに暴力をふるう、子どもの前で 暴力をふるう など

緊急時の持ち物リスト

ロお釜 ロキャッシュカード(首分のもの)

口通帳(自分や字どものもの) 口節鑑

口健康保険証

口身分証明書となるもの(運転発許証 など)

口携帯電話 口着替え 口薬・お薬手帳

口母子手帳・年金手帳・障害者手帳 など

ロロンの証拠になるもの(診断書・写真 など)

○危険を感じたら...

すぐに110番へ!



 でであった
 きゅうじつ
 そうだんまどぐち

 の複問・休日の相談窓口

子ども・女性電話 025-382-4152 電話 025-382-4152

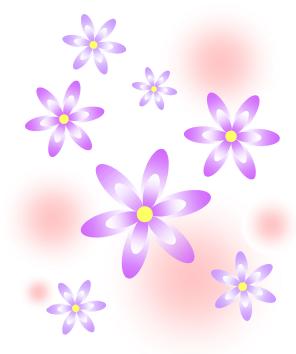
でいる。 DV・児童虐待相談フリーダイヤル 電話 0120-26-2928 午前9時~午後10時 70年第67

ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしぇん せ ん た ー 長岡市配偶者 暴 力相談支援センター

電話 0258-33-1233

受付時間 月~金曜日 午前10時~午後4時30分 水曜日 午前10時~午後7時 水曜日 午前10時~午後3時30分 上曜日 午前 9時~午後3時30分 (祝日と12月29日~1月3日はお休みです。) あなたは

ひとりではありません。



ガジ (配偶者や恋人からの暴力) の

悩みを一緒に考えます。

ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー 長岡市配偶者暴力相談支援センター



ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえん せん たー 長岡市配偶者暴力相談支援センターでは

でいーぶい cま ひと はなし き **D V で困っている人の話を聞き**

安心して暮らせるようにおてつだいをします。

妊娠しないように *協っかしてくれない…

暴力をふるう **夫から逃げたい… できたが認くて 仕方がない…

窓人が何尚もメールや電話をしてきて、 返事をしないと怒る… まっとが生活費を 変してくれない…

ほんの少しの勇気で あなたは父生を変えることができます。 まずはお電話ください。 稲骸は無料です。秘密は驚く等られます。

■ 女性の相談員がお話を伺います。

● **あなたの「がまん」が、子どもへの** 虐待につながることも

- D V 被害者には20~40代の字管でをしている安性が参い。その字どもたちは家庭の中でつらい思いをしています。。
 - ・子どもが、家庭内の暴力を見て、いつもど

きどきしたり、おどおどしている。

・D で \bar{k} った母親から子どもが \bar{k} がを受ける。

字どもが養い間、親のDVを見ていると、いやな思いをたくさんして、心に深い傷を受けてしまいます。

これは、児童虐待になります。

● 配偶者暴力防止法 でいーぶいぼうしほう (DV防止法)とは?

「配偶者からの暴力の防止茂び被害者の 保護に関する法律」といい、 D V で困っ ている人を等り、 安心して暮らせるように するための法律です。

相手と結婚していなくても稍談できます。 外国人も稍談できます。

● 保護命令とは?

でいーぶい DVをする人に

- ① 近づいてはいけません。
- ② 電話やメールをしてはいけません。
- ③ 子どもにも近づいてはいけません。
- ④ 親議や党第にも遊づいてはいけません。
- ⑤ 住んでいる家から出ていってほしい。 と、親判所から論令することができます。

あなたにはNOという権利があります

ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー 長岡市配偶者暴力相談支援センター

0258-33-1233